

キャリアアップ助成金 正社員化コース

有期契約労働者、又は派遣労働者等を直接雇用する制度を規定し、実際に正規雇用等に転換した場合受給できます。

チェック項目

- ✓ 雇用保険や社会保険(加入義務がある場合)に加入している事業所
- ✓ 6ヶ月以上在籍している正社員以外の労働者を雇用している事業所
- ✓ **就業規則等**に有期契約労働者又は派遣労働者を**直接雇用する制度を新たに規定**し労働基準監督署に届出する事業所
- ✓ 正規雇用等への転換予定日の前日までに**キャリアアップ計画**を作成し届け出する事業所
- ✓ 転換日前後6ヶ月以内に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所

助成額

()は大企業

転換	助成額 (1人当たり)	生産性要件達成時
① 有期 ↓ 正規 (多様な正社員含む)	57万円 (42.75万円)	72万円 (54万円)
② 有期 ↓ 無期	28.5万円 (21.375万円)	36万円 (27万円)
③ 無期 ↓ 正規	28.5万円 (21.375万円)	36万円 (27万円)

①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで

正規雇用等へ転換等した際、転換前の6カ月と転換等後の6カ月の賃金(※)を比較して3%以上増額していること



※基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額。賞与は含めない。

各種加算措置

派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合	1人当たり 28.5万円
母子家庭の母親または父子家庭の父親を転換等した場合	1人当たり 9.5万円
勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員制度を規定し有期雇用労働者を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合	1人当たり 9.5万円

⇒生産性要件を満たせばさらに上乘せもあり!